工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十九号

工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十三条第一項及び第七十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令

第三条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条第二項（法第二十八条第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項、第三十七条第一項から第六項まで、第三十九条第二項（法第四十二条第二項」に、「第二十八条第一項、第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条並びに第四十条第一項」を「第四十二条第一項、第四十三条第二項、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条並びに第五十四条第一項」に改め、同項ただし書中「第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十条第一項」を「第五十一条、第五十二条及び第五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条」を「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「又は第二十条第一項」を「、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は第三十三条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第六十五条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「工業標準化法（以下「法」という。）第二十八条第一項」を「法第四十二条第一項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（認定産業標準作成機関の認定の有効期間）

第一条　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二十三条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附　則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治